

阿蘇地域復興フェア in 三愛「出店の手引」

作成日：2018年10月11日

：2018年10月12日

：2018年10月17日

書類提出先：マルシェ出店事務局：一般財団法人 阿蘇テレワークセンター  
〒869-2307 熊本県阿蘇市小里 656-1（阿蘇草原保全活動センター内）

Tel0967-23-6009 FAX0967-23-6051 担当：松尾

## index

□概要	・・・03
□会場アクセス	・・・04
□施設概要	・・・05
□スケジュール	・・・06
□出展物について	・・・07
□食品関係の出展について①	・・・08
□食品関係の出展について②	・・・09
□搬入搬出について①	・・・10
□搬入搬出について②	・・・11
□ブース仕様について①	・・・12
□ブース仕様について②	・・・13
□電気工事について	・・・14
□火気・危険物の取り扱いについて	・・・15
□その他の設備について	・・・16
□運営及び会期中の留意事項①	・・・17
□運営及び会期中の留意事項②	・・・18
□運営及び会期中の留意事項③	・・・19

タイトル：阿蘇地域復興フェア in 三愛

日時：平成30年11月10日（土）10時～17時 9日（金）前夜祭予定

場所：三愛レストハウス及び阿蘇全体

主催：くまもとDMC

共催：肥後銀行

協力：熊本県（阿蘇地域振興局）、阿蘇広域観光連盟

阿蘇市、南小国町、小国町、高森町、南阿蘇村、西原村、産山村、三愛観光（株）

後援：九州地方環境事務所（環境省）

協賛：岩田コーポレーション、KIRIN、損害保険ジャパン日本興亜、日本ユニシス、

ネスレ日本、明治安田生命、山崎製パン熊本工場 等

連携先：環境省パートナー企業、飲食事業者、観光関連事業者 等

特徴：①三愛を拠点に、阿蘇地域全体の「食」「観光」「体験」をPR(くまモンYouTube活用)

②阿蘇の特産品購入や宿泊客の誘客により地元にお金が落ちる仕組みを構築

③サイクルツーリズムやグランピンクなど新たな魅力を発信によるリピーターの創出

出店事務局：マルシェ出店事務局：一般財団法人 阿蘇テレワークセンター

〒869-2307 熊本県阿蘇市小里 656-1（阿蘇草原保全活動センター内）

Tel.0967-23-6009 FAX0967-23-6051 担当：松尾

やまなみハイウェイ（県道11号）

瀬の本交差点にある赤い三角屋根の建物を目指してお越しください。

※2016年の熊本地震により通行ができない道路もございます。

お越しの際には、交通情報の確認又はホテルへお電話くださいますよう

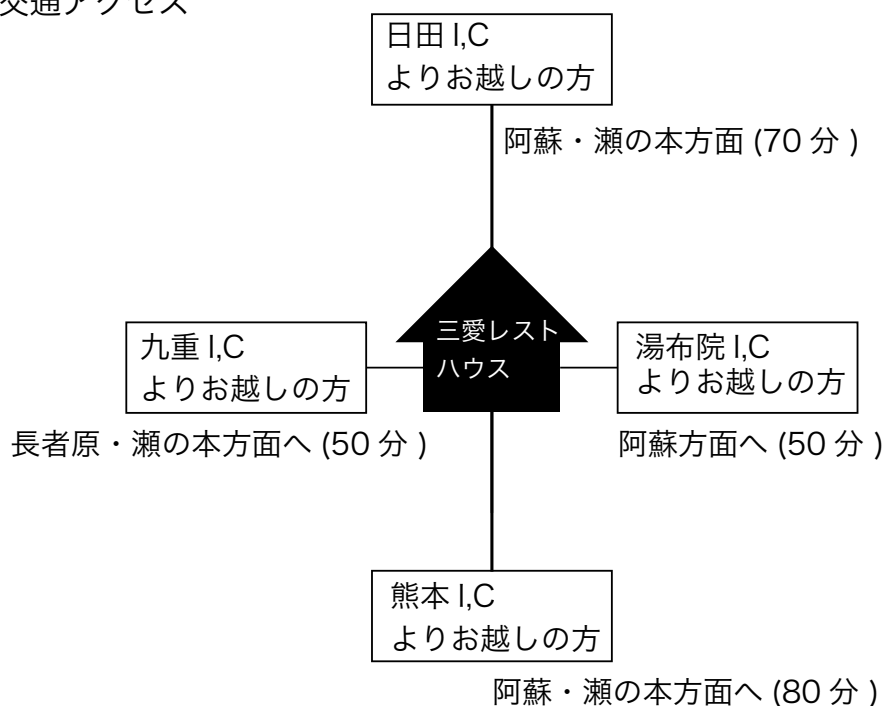
お願い申し上げます。

※冬季は積雪・凍結の恐れがございます。天候・道路状況には、十分お気をつけ下さいませ。

天候によっては冬用の装備が必要です。



## 交通アクセス



INFORMATION

営業時間：8時30分～17時30分（季節により変動あり）

定休日：年中無休

施設概要：レストラン、コンビニ、売店、トイレ、ガソリンスタンド、オートキャンプ場

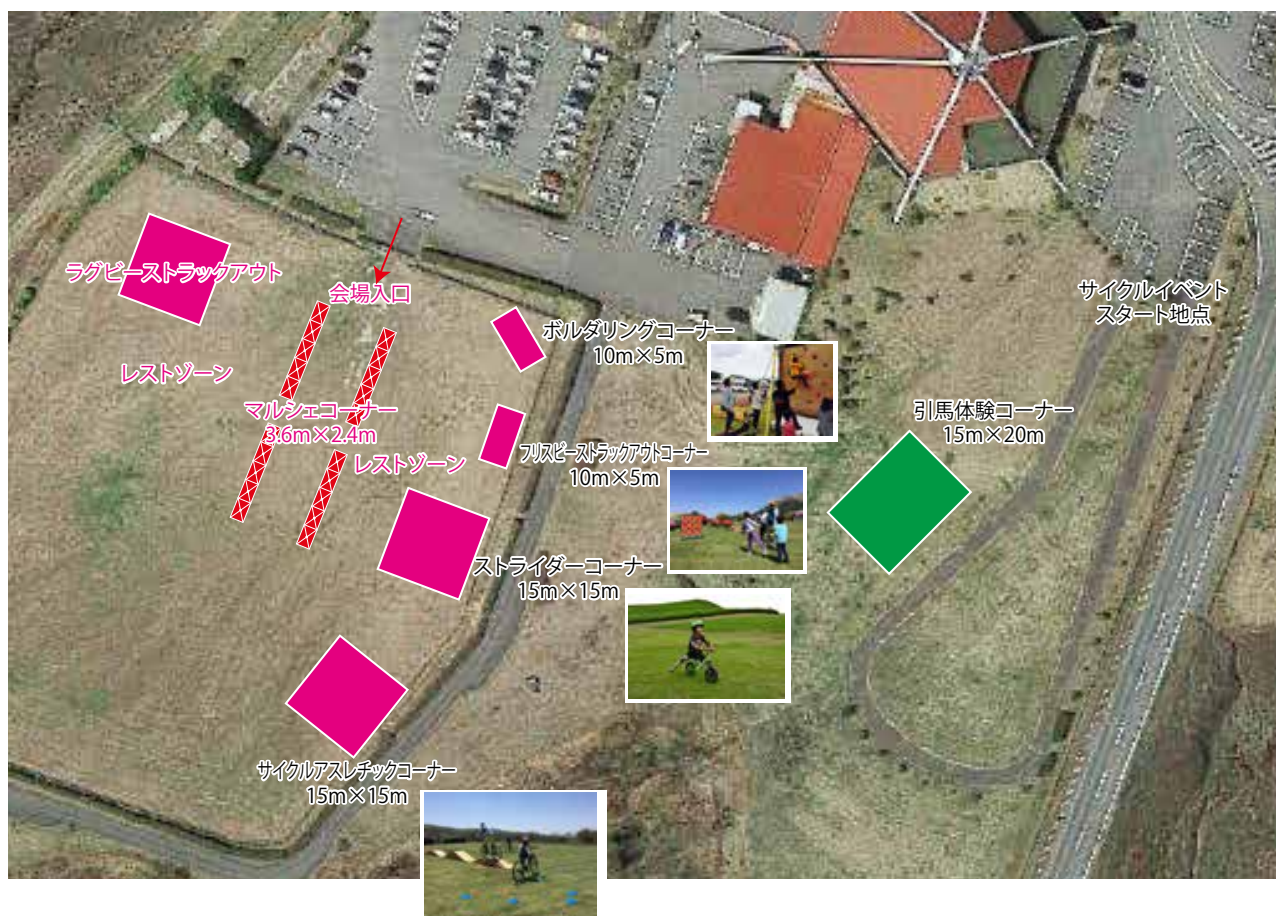
駐車場：大型バス 20台・乗用車 200台

住所：熊本県阿蘇郡南小国町瀬の本高原

電話：0967-44-0011

FAX：0967-44-0015

会場周辺



	11/8(木)	11/9(金)	11/10(土)	11/11(日)
8:00				
30				
9:00				
30				
10:00				
30				
11:00				
30				
12:00				
30				
13:00				
30				
14:00				
30				
15:00				
30				
16:00				
30				
17:00				
30				
18:00				
30				
19:00				
30				
20:00				
30				
21:00				
30				
22:00				
30				
23:00				

### (1) 販売が許可されないもの

- 裸火、引火性、爆発性のある危険を伴う製品  
※ただし、消防署の禁止行為解除の承認を受けたものは除きます。  
『火気・危険物等使用許可申込書』の許可を得たものを除く
- 強烈な匂いを発するもの。(野菜や農産物は除く)
- 来場者に不快感を与えるおそれのあるもの。
- 輸出入または販売禁止商品や工業所有権を侵害する製品など、法規等で定められた品物、主催者が不適当と判断したもの。食品を扱う出店社は各社にて所轄の保健所へ必ず申請を行ってください。  
許可証は必ず会場に当日ご持参ください。

保健所申請のお問い合わせ先

阿蘇保健所衛生環境課：阿蘇市一の宮町宮地 2402 熊本県阿蘇総合庁舎 1 階

tel：0967-24-9030

### (2) 出展物の保護について

準備から撤去までの全期間を通じて、出展機器、諸用品等に盗難または、毀損が生じた場合、その原因の如何を問わず事務局では賠償の責任を負いません。出店社は、必要に応じて保険をかけるなど適切な対策を講じてください。

### (3) 出展物に関する届け〈別冊の出展届出用紙〉について

別冊の出展届出用紙は、申請が必要な用紙のみご提出で構いませんが、事務局へ申請するものがない場合でも『出展物届』及び『ブース内レイアウト申請書』は必ず「平成 30 年 10 月 31 日(水)」までに事務局へ提出してください。

#### ■出展物届について

展示物及び販売物を『出展物届』に記入して「平成 30 年 10 月 31 日(水)」までに事務局へお申込みください。広告宣伝及び社名板表記は、この用紙で申し込まれた名称を使用します。その際、(株)(有)などは割愛させていただきます。

- ブース内レイアウト申請書について 事務局では各種申請のため展示方法やレイアウト等必要な情報をご提供頂きます。『ブース内レイアウト申請書』に記入して「平成 30 年 10 月 31 日(水)」までに事務局へお申込みください。



### (1) 臨時営業許可について

イベント等で食品を提供（試食、販売、調理等）する場合、「臨時営業」の許可が必要になります。臨時営業とは、1週間を限度として簡易な施設を用いて行う営業の事をいいます。

※提供する食品が有料（販売）・無料（試食等）に関わらず、臨時営業許可の申請が必要になりますのでご注意ください。

食品衛生法	飲食店営業	簡単な調理で、現場で直前に十分に加熱した食品を提供する営業。（煮物、揚げ物、焼き物、茹で物、または酒類等）
	喫茶店営業	酒類以外の飲み物、茶菓子、かき氷などを提供する営業。※アイスクリーム類 ... 小分け販売に限る
	菓子製業	ソフトクリーム類 ... 液状ミックスを原料として使用するものに限る
熊本県特定食品衛生条例 特定食品販売業	簡単な加工により提供でき、現場で直前に十分に加熱した食品を提供する営業。（焼菓子、揚菓子、蒸菓子等） 許可を持った施設で製された次の11品目を販売する営業。 (1 弁当、2 生菓子、3 アイスクリーム、4 乳製品、5 食肉製品、6 魚肉練り製品、7 冷凍食品、8 豆腐、9 納豆、10 めん類、11 そうざい)	

※上記以外の品目（例：牛乳、食肉、魚介類等）は、臨時営業では販売できません。許可の要・不要の判断で迷った際は、直接保健所に相談してください。

### (2) 臨時営業できない行為

- 1 生もの（刺身、寿司等）は取り扱わないこと。
- 2 原材料の切込み等の仕込み行為や、弁当の調理行為はその場で行わないこと。
- 3 饅頭等、餅等の機会・器具によらない「包あん行為」は行わないこと。
- 4 かき氷・アイスクリーム類・飲み物を除き、提供前に加熱処理が行われない食品は取り扱わないこと。

※例えば「おにぎりを握る」「弁当やそうざいを作る」「生ジュースを絞る」「フルーツをトッピングする」などは現場ではできません。※食品の仕入れ及び仕込みは、食品衛生法または熊本県特定食品衛生条例に基づく許可施設等で行ってください。



### (3) 臨時営業許可の条件

#### 【施設の構造】

- ・屋根等を設け、三方張りを行うなど、防塵・防虫に努めること。
- ・ねずみ、昆虫、ちり及びほこりを防止できる食品及び食器の保管庫または棚を設けること。
- ・消毒薬を備えること。

#### 【取り扱い設備】

- ・腐敗しやすい食品を取り扱う場合には、温度計を備えた冷蔵 / 冷凍設備を設けること。
- ・食品の洗浄を行う場合には、十分な水を用い、流水で行うこと。
- ・適当数の清潔なふきん、ペーパータオル等を備えること。

#### 【給水及び廃棄物処理】

- ・給水設備は、流水式手洗い設備もしくは蓋付きの容器（ポリ容器等）を用い、水道水または飲用に適する水を十分に供給できるものであること。
- ・蓋付きで十分な容量を有し、不浸透性材料で作られた清掃しやすい廃棄物容器を備えること。

### (4) 食品取扱い等の注意事項

- 1：温度管理 ... 冷凍は  $-15^{\circ}\text{C}$  以下、冷蔵は  $10^{\circ}\text{C}$  以下で保存し、庫内は 7 割程度の容量で収めてください。
- 2：手洗いの励行 ... 食品に触れる前に必ず流水で十分な手洗いを行ってください。
- 3：十分な加熱 ...  $85^{\circ}\text{C}$  以上で 1 分以上の加熱を行ってください。

### (5) アルコール類の試飲・販売について

- 未成年者の飲酒及び飲酒運転の防止の為、会場内、各コーナー等に「未成年者の飲酒及び飲酒運転 お断り」の案内看板を設置します。
- アルコール類の試飲・販売を希望される場合は、必ず以下の対応をお願い致します。
- ・店頭及び商品前に「未成年、車でお越しになったお客様への提供お断り」を表現する POP 等の設置
  - ・提供前に、お客様へ未成年及び車でお越しになっていないかの確認

## (1) 出店社証の配布

会期中会場に入場する際は『出店社証』の着用が義務づけられています。  
 時間外、会期中を問わず、入退場の際、会場内での識別をはじめ、事故防止・盗難防止など、安全で円滑な会場運営を図るためです。  
 出店社名を記入し、着用してください。

阿蘇地域復興フェア in 三愛

出店社名
企業名

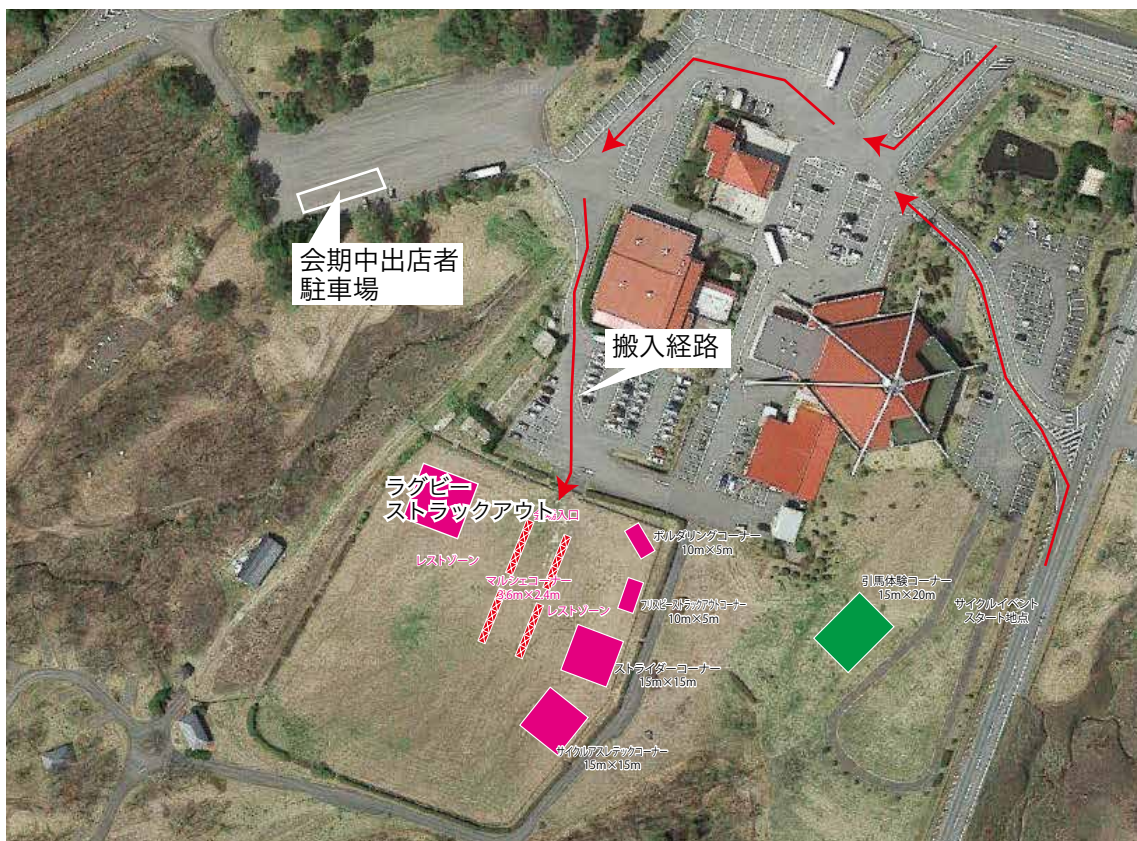
## (2) 出店関係者出入り口 / 入退館時間

●出展者証 (サイズ w90 mm xh55 mm)

11月10日(土)については、出店関係者の入場は会の通りです。

- ・準備：11月10日(土) 8時～9時30分
- ・撤去：11月10日(土) 17時～

## (3) 搬入搬出経路について



会場内は搬入車両は1t車までは搬入可能ですが、  
 雨天が予想される場合は規制を行う場合もありますのでご了承ください。

### (1) 会期中の駐車場について

駐車証 1 枚につき 1 台、指定の駐車場にお停め頂けます。

『各種 pass について』に必要事項を記入の上、「平成 30 年 10 月 31 日(水)」までにお申し込みください。

- 駐車証は 1 小間につき 2 枚発行します。
- 敷地内では運営スタッフの指示に従ってください。
- 駐車証は、ダッシュボードの上などフロントガラスから見える場所に掲出してください。

### (2) 会期中の搬入・搬出について

- 会期中の撮入・搬出は搬入搬出スケジュールの時間内で行ってください。
- 開催時間内の搬入・搬出は、来場者への安全性の確保と保安上の観点から原則としてできません。  
※やむを得ない場合は、事務局にお申し出ください。

### (3) 搬入・搬出の注意事項

- バックヤード駐車場は搬入・搬出時は、大変混雑しますので、長時間の停車は遠慮ください。作業が終了した車両は、指定の駐車場に移動をお願いします。
- 出展物の開梱、梱包、展示作業は他の出展社の作業や通行の妨げになりますので、自社の出展スペースにて作業を行ってください。
- 運送業者にトラック便等、依頼される場合は、搬入日時を指定し、出展社自身で受け取りをお願いします。
- 11月10日(土)終了後の搬出時には駐車場は大変混み合いますので、午後5時まで駐車証のない車両は駐車できません。
- トラック便等で搬出される場合は、梱包等が終了し搬出が可能になるまでの時間を考慮して、配車の手配をお願いします。
- 搬入・搬出の事故には十分ご注意ください。  
施設の破損などは損害賠償の対象となりますので、細心の注意を払ってください。  
必要に応じて出店社各自で保険の加入をお願いします。

# 12

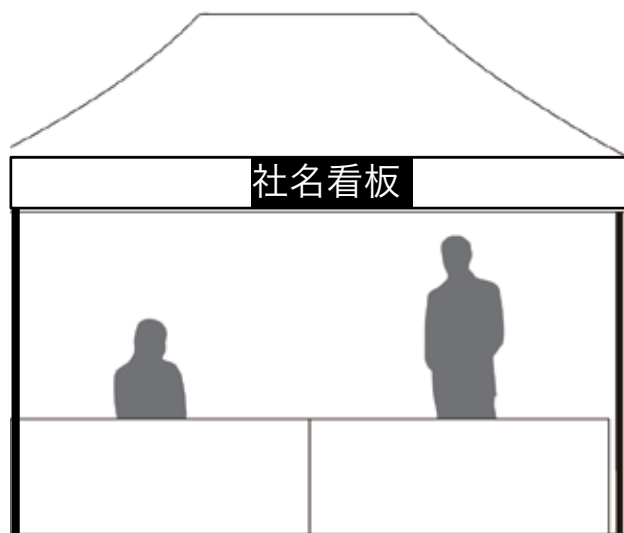
## (1) 基本ブースについて

●テントサイズ:w3600×d2700

●社名版:(w900×h200) ×1 枚

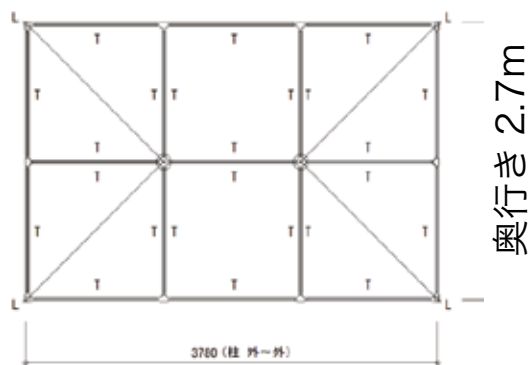
※必要なテーブル・椅子・電源などは各出店社様にてご手配してください。

正面図



間口 3.6m

平面図



間口 3.6m

### (1) 出店社の機材の保管について

- 出店社の機材の保管について 会場内には、展示物や搬入物品の空容器、梱包資材、残材などの保管場所は設けておりません。  
展示スペース内を工夫して保管していただくか、お持ち帰りください。  
なお、出展物、装飾資材を会場に残した場合は、事務局は任意にこれを処分します。  
その処分にかかった諸費用については出店社の負担となりますのでご注意ください。

### (2) 展示装飾規定

- 全体的に統一感を保つため、ゾーン毎の規格で出展スペースを設けます。  
また、施工作业や実演等の安全を確保するために、展示・施工・装飾にあたっての規制を行います。  
この規制に大きく違反し、また当展示会の趣旨を損なうと認められた場合は、事務局からの工事の変更・中止を要請することがあります。  
その場合、出展料の返金は一切行いません。

## (1) 電気供給について

- 電気を使用する出店社は店各自でご準備してください。

ただし、発電機の持ち込みは可能ですが各出店社にて最善の注意を持って管理をお願いします。

また、発電機への会期中での給油は原則として禁止します。

**必ず消火器の設置をしてください。**



### (1) 火気・危険物の使用届け

- 事務局にて一括して禁止行為解除などの消防申請を行いますので申請が必要な出店社は「平成30年10月31日(水)」までに『火気・危険物等使用許可申込書』に必要事項を記入の上、事務局へお送りください。
- 火災予防条例により、会場内での喫煙、裸火の使用、危険物(油類、LPG、大量のマッチなど)の持ち込みや次の行為は禁止されています。

### (2) 裸火の使用

- 裸火とは気体・液体・固形燃料を使用する火気器具等で炎、火花を発生させるものまたは発熱を外部に露出するものをいいます。電器を熱源と下器具で、発熱部が赤熱して見えるもの(電気コンロ、電気ストーブ、電熱器など)但し、発熱部が熱室、風道、庫内に面しているトースター、ホットプレート、ヘアードライヤー、電器フライヤー、オープンなどは除く。)及び外部に露出した発熱部に可燃物が触れた場合、着火する恐れのあるものは裸火に該当します。

### (3) 許可申請について

**必ず消火器の設置をしてください。**

- 上記(1)(2)の禁止内容について運営事務局では申請に必要な解除条件を満たすと確認された場合は、管轄消防署に事務局より相談・申請を行います。  
『レイアウト申請書』に火気使用場所をご記入いただき、  
『火気・危険物使用許可申請書』を「平成30年10月31日(水)」までに運営事務局へお申し込みください。消防署へ一括申請します。  
※解除条件を満たしていても、消防署の指事により展示・販売・実演をお断りする場合がございますので予めご了承ください。  
※該当する製品については製品マニュアルもあわせて、事務局へメールまたはFAXしていただくか、郵送される場合は2部お送りください。  
(消防申請に必要です。)

### (4) 喫煙について

- おタバコをお吸いの方は、指定の喫煙所をご利用ください。



## (1) その他設備について

- 会場内には給排水設備などはございませんので、各自で簡易用の水タンクとアルコールスプレーなどで対応ください。
- ガス設備については各自で行ってください安全管理のもと最善の注意をはかって準備してください。  
ガス工事については、資格者にて工事を行ってください。
- 会期中の保管については各出店者にて行ってください。

### (1) 展示・販売・実績について

- 主催者は、会場の保全・管理・秩序の維持・公衆の安全のため、次にあげる行為は堅くお断りいたします。万一厳守いただけない場合、主催者は会期中であっても撤去を命じる場合もあります。
  - ①他の出店社、来場者に名粹をおよぼす大声での呼び込み
  - ②通路等規定小間にはみだしての展示・販売・チラシの配布
  - ③競合他社や商品等を表示または、口頭での比較や中傷
- 水や油等の液体を使用する機器等の展示や実演の際には、床面等を毀損しないよう注意し、養生措置を講じてください。

引火性のある機材、フライヤー等を使用する場合は、防災シートを使用してください。
- 出店社は会期中、必ず小間内に常駐し来場者の対応と出展物管理に責任を持って下さい。
- 展示物及び、出展物が小間から通路にはみ出ることを禁止します。
- 退場者の導線を妨げないようにご注意ください。
- 音響機器により他の出店社や来場者に迷惑を及ぼすような大音量を発する機器を使用した場合、事務局が展示または実演を中止していただくことがあります。
- ワイヤレスマイク等、電波を使用される出展社は事前に事務局まで使用機器名・周波数をお知らせください。
- 事務局では、非常時をのぞいて電話の呼び出し、取り次ぎ、または放送による呼び出しは致しません。
- 主催者、事務局では釣銭用の両替は行いません。※各出店社にてご準備ください。

### (2) ゴミ処理及び原状回復

- 小間内で発生するゴミに関しては出店社によって責任をもってお持ち帰りください。但し、やむを得ない場合に関しては事務局にて「専用ゴミ袋(90L)」(1枚500円)を購入していただき、指定の場所に廃棄していただきます。※但し、生ゴミ不可
- 搬出作業後、清掃の必要はありませんが原状回復に努めてください。

出店社が会場を破損した場合は、事務局へお知らせください。  
また回復にかかった費用は出店社の負担となります。

### (3) 出店社休憩場所について

- 主催者は、会期中、出店社用の休憩所は特別に設けておりません。  
食事や休憩は、出展スペースが無人にならないように交代でお願いします。

### (4) その他の対応

- 拾得物の対応  
来場者などの持ち主不明の品物を拾得した場合は、事務局までお届けください。  
最終日までに持ち主が現れなかった場合、警察署へ 拾得物として届けます。  
※緊急時を除き事務局では、落とし物の案内放送は行いません。
- 遺失物の対応  
展示品など出店社の貴重品は各社で保管してください。  
主催者及び事務局では、紛失・盗難についての責任は負いません。
- 不審物の取り扱い 不審物を発見した場合は、「触れるな」「踏むな」「蹴飛ばすな」の原則に基づき、至急、事務局へお知らせください。事務局が状況を確認の上、最寄りの警察署に 通報します。

### (5) 怪我人等の対応

- 出店社、来場者でけが人・病人が発生した場合の対応 会場内で傷病者が発生した場合は、素早く保護し、事務局までお知らせください。  
状況により、事務局より 119 番通報し、救急車を要請します。

### (6) 有事対応

- 火災対応  
・火災に気づいたときは、やかに事務局へ連絡して下さい。